入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6及び新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第8条の規定に基づ き公告します。

令和2年2月25日

新潟市長 中 原 八 一

1 入札に付する事項

(1) 件 名	新潟市総合保健医療センター内飲料自動販売機設置		
	に係る公有財産貸付		
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり		
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市保健衛生総務課		
(4) 入札日時・場所	令和2年3月17日(火) 午前10時		
	新潟市総合保健医療センター2階 2-1会議室		
(5) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除		
(6) 契約保証金	免除		
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当する場		
	合		
(8) 予定価格の公表	公表しない		
(9) 最低貸付料	仕様書のとおり		
(10)貸付期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで		
(11)貸付場所	仕様書のとおり		
(12)契約締結について議会の議	無		
決を要するための仮契約			
(13) 備考	入札金額欄に、貸付単価(売り上げ額100円に対す		
	る貸付料)を小数点第2位まで記入してください。		

2 貸付物件

仕様書のとおり

3 自動販売機設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第4項、新潟市公有財産規則に基づき賃貸借契約(以下「契約」という。)により設置するものです。

4 貸付(設置)場所

新潟市中央区紫竹山3丁目3番地11 新潟市総合保健医療センター 1階エントランスホール 2台(別紙位置図参照)

5 貸付期間 (予定)

令和2年4月1日から令和7年3月31日(5年間・更新なし)までとします。

6 入札参加資格の要件

- (1) 申請時において、次の要件をすべて満たす法人または個人が応募することができます。
- ア 入札参加資格者名簿(業務委託)に「自販機設置(缶・ペット・紙パック飲料)」 の登録があること
- イ 平成29年4月1日以降申請の日までの間に、新潟市内において自動販売機の 設置実績を有し、かつ健全な経営を行っている者
- ウ 設置者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者
- (2) 次に該当する方は、参加することができません。
- ア 契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ない者
- イ 市税の滞納がある者
- ウ 自己または自社の役員等が暴力団員である場合または暴力団員が経営に事実上 参加していると認められる法人

7 入札参加手続

- (1) 入札参加申込期限 令和2年3月6日(金)午後5時まで
- (2) 受付期間

入札公告の日から入札参加申請期限の日までの午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

(3) 入札参加申請受付場所

新潟市中央区紫竹山3丁目3番地11

新潟市総合保健医療センター 保健衛生総務課

電話:025-212-8014

(4) 提出方法

参加希望の方は、入札参加申請書その他必要書類に所定事項を記入し、押印の上、直接ご持参ください。郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

(5) 提出書類

以下の①から⑧までを封筒に入れて提出してください。

- ① 一般競争入札参加申請書(自販機様式1)
- ② 印鑑証明書(発行後3カ月以内のもの)※コピー可能
- ③ 事業者(会社)概要

会社のパンフレットでも結構です。会社名、所在地、経歴、従業員数等の表記が あれば、形式を問いません。(パンフレットに補記することも可)

- ④ 自動販売機設置実績報告書(自販機様式2)
- ⑤ ア 個人の場合 住民票

イ 法人の場合 登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書)又は商業登記簿謄本

⑥ 市税の納税証明書等

ア 本市に納税義務がある場合 納税証明書(「新潟市入札用」発行後1カ月以内 のもの)※コピー(写し)可能

イ 本市に納税義務がない場合 申立兼同意書(自販機様式3)

- ⑦ 誓約書(自販機様式4)
- ⑧ 設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力、その他機能が確認できるもの)
- (6) 入札にあたっての留意事項
 - ① 入札金額は、貸付単価(商品の販売に係る売上額100円に対する賃貸借料)を 記載してください。

貸付単価に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位まで記入してください。

建物内に設置する自動販売機の場合、貸付料請求の際に別途消費税及び地方消費 税を加算します。

- ② 入札金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについて無効とします。
- ③ 提出書類の返却は行いません。

(7) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定者の決定及び貸付事務の みに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、参加資格の確認のため、 警察当局に情報提供する場合があります。

8 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、必ず質疑書を提出してください。提出は入札参加資格要件を満たしている方に限ります。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和2年3月5日(木) 正午まで
- (3) 提出先 新潟市保健衛生部保健衛生総務課
- (4) その他 電話、ファクシミリでの受付は一切行いません。 電子メール (hokeneisei@city.niigata.lg.jp) で送付してください。 回答は申請者へメールで行います。

9 設置者予定者の選定

(1) 入札日時、場所

令和2年3月17日(火)

新潟市総合保健医療センター2階 2-1会議室

(2) 一般競争入札を行い、貸付単価(商品の販売に係る売上額100円に対する貸付料)の最高金額をもって有効な入札者を設置予定者として決定します。

設置予定者は公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸借契約を締結し正式な設置者となります。

10 入札時の注意事項

- (1) 入札時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (2) 入札にあたって、入札書は別紙(別記様式第1号)を用いてください。
- (3) 代理人が入札する場合は、委任状 (別記様式第2号) を提出してください。
- (4) 業務履行が困難と判断できる高額な貸付料での落札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。
- (5) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届出するものとします。
- (6) 1回目の入札で設置予定者が決定しない場合は再度入札を行います。入札回数は2回を限度とします。
- (7) 設置機械は、公告の日から1年以内に製造された未使用品とします。既設置 者が契約の相手方となった場合、既設の自動販売機は撤去が必要となります。

11 設置予定者の決定

- (1) 設置予定者が決定したときは、直ちにその旨を設置予定者に通知するとともに 速やかに公表します。
- (2) 設置予定者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに、 当該入札者にくじを引かせて設置予定者を決定します。

12 設置予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定者としての決定を取り消します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 設置予定者が応募の資格を失ったとき
- (3) 著しく社会的な信用を損なう行為等により、設置者としてふさわしくないと新潟市が判断したとき

13 設置予定者が設置を辞退した場合

設置予定者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置予定者も決める入札手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置予定者の次に高い金額をもって有効な入札を行った申請者を設置予定者とし、あらたな設置予定者を決めることができるものとします。

自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書(案)

1. 入札(公募)物件

- (1) 自動販売機を設置するための公有財産の賃貸借
 - ・対象となる貸付場所は、次のとおり。
 - ○新潟市総合保健医療センター 1階エントランスホール
- (2) 貸付場所、貸付面積、台数及び最低貸付料(年額)

物件 番号	貸付場所	貸付 面積	台数	最低貸付料(月額)
1	新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号	2		
	新潟市総合保健医療センター1階 エントランスホール	2.5 m ²	2	1, 133円

- ※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、使用済み容器回収ボックス等の設置、転用防止に 必要な器具の設置並びに電気使用料を計測するための専用子メーターの設置のための面積を 含む。設置にあたっては、新潟市と協議のうえ設置すること。
- ※2 「最低貸付料(月額)」には、消費税及び地方消費税を含まない。
- ※3 「最低貸付料(月額)」について」、土地・建物の評価に変動があった場合、または新潟市財産条例の改正があった場合には、それらに準じた改正後の額とする。
- ※4 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支 障がある場合も考えられるため、必ず入札前に設置場所の確認をしておくこと。

2. 貸付期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間・更新なし)

3. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

- (1) 本体
 - ① 自動販売機の大きさは使用済み容器回収ボックス、転倒防止策を講ずるための器具等を含
 - め「貸付面積」以内に設置できるものとする。
 - ②公告の日から1年以内に製造された未使用機械であることとする。
 - ③ デザイン及び色は、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。
 - ・以下の条件のうち、最低でも3項目以上を満たしていること
 - 屈まず楽な姿勢で商品を取り出せる構造となっていること
 - 硬貨投入口が受け皿型(一括投入方式)となっていること
 - 硬貨返却レバーは、小さな力で容易に操作できるものであること
 - 硬貨返却口は、片手で硬貨を取り出せる構造であること
 - 紙幣挿入口は、片手で操作できる構造であること
 - 通常の商品選択ボタンに加え、低い位置(車椅子対応)にもボタンがあること
 - 商品や小物を置くことができるテーブルを備えていること
- (2) 災害対応

設置2台のうち1台は、大規模災害発生時において、新潟市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供すること、また災害対応型であることを表示していることとする。

(3) 環境対策

- ①ノンフロン二酸化炭素,炭化水素,または代替フロン (ハイドロクロロフルオロカーボン, ハイドロフルオロカーボン)を冷媒として採用した機種とする。
- ②「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(4) 安全対策等

- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 食品衛生「食品,添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し,販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また,商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内装置であっても、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 使用済み容器の回収

- ① 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを 必要数設置する。
- ② 回収ボックスの規格
 - プラスチック製または金属製とする。
 - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積のものとする。
- ③ 使用済容器については、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など関係法令に基づいて適切に処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

4. 販売商品の種類等

- (1) 酒類を除く清涼飲料とする。また、缶・ペットボトル・紙パックによる販売に限る。
- (2)標準販売価格以下の販売とする。
- (3) 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

5. 貸付料および納入方法

- (1)貸付料は新潟市が発行する納入通知書により、毎月25日までに支払うものとする。なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合は、日割りをもって計算する。
- (2)貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に「入札金額」に記載された貸付単価(売上額100円に対する貸付料)を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。
- (3) 設置者が新潟市に支払う貸付料は、(2) の当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。)とする。なお、消費税及び地方消費税率が変わったときは、これに従うものとする。
- (4)(1)による貸付料が最低貸付料に満たない場合は、最低貸付料を当該月の貸付料とする。

6. 費用負担

(1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置(電気,配線等)維持管理及び撤去に係る費用は,設置事業者が負担する。 工事を必要とする場合には、新潟市の指示に従うものとする。

(2) 電気料金

- ① 「新潟市公有財産事務取扱要領」(平成31年4月1日施行)の規定により算定した額を設置事業者が負担する。
- ② 新潟市が発行する納入通知書により、毎月25日までに納入すること。
- ③電気使用量を計測するための専用子メーターを設置しなければならない。なお、設置費用は、 設置事業者が負担する。設置にあたっては新潟市の指示に従うものとする。

7. 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して新潟市の確認を受けなければならない。

8. 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

9. 商品等の盗難及び破損

- (1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き、新潟市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

10. その他

- (1)事業の執行,施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画 停電等による売上の減少等については,新潟市はその責を負わない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については。協議のうえ決定する。

11. 参考データ

- (1) 新潟市総合保健医療センターには約250人の職員が在籍しています。
- (2) 施設利用状況(平成30年度実績)
 - ・施設利用者 新潟市急患診療センター 62,004人/年 新潟市口腔保健福祉センター 2,698人/年
 - ・開庁時間 平日 午前8時30分~翌午前7時 土曜日 午後2時~翌午前7時 日曜日・祝日 午前7時~翌午前7時
 - ・閉庁日なし
- (3)年間販売実績(※平成29年5月から2台設置)

平成30年度 34,496本 平成29年度 34,161本 平成28年度 34,216本

業務実施要領

1 自動販売機及び販売商品

- (1) 自動販売機の設置に伴い保健所への届出義務がある場合は、設置までに届出を完了すること
- (2) 新潟市又は設置者が自動販売機の機種(型式)並びに販売商品の種類を変更しようとするときは、事前に協議すること
- (3) 設置者が販売価格帯を新設又は変更しようとするときは、事前に協議すること

2 自動販売機の搬入及び撤去

- (1) 搬入に際しては、新潟市の指示に従うこと
- (2) 契約期間満了の日までに撤去すること

3 売上金額等の確認について

設置者は各月の売上金額等を自動販売機のカウンターにより毎月25日以降月末までに確認 し、翌月5日までに新潟市に売上金額等を証する書類を提出すること。ただし、新潟市が立ち合 いを申し出た場合は、新潟市立ち合いのうえ確認すること。また、新潟市が売上金額等の調査を 行う場合、実地調査及び関係書類等の提出を求めることができる。

4 設置者の商品管理

- (1) 商品管理に万全を期すこと。特に不良品点検(消費期限切れ等)は厳しく管理すること
- (2) 平日・休日にかかわらず適宜商品を検品し、売り切れが生じないようにすること
- (3) 商品等の搬出入時は制服または名札を着用し、通常は施設所定の出入口から行うこと

5 その他

- (1) 新潟市又は設置者が自動販売機の破損等の異常を発見したときは直ちに相互に通報すること
- (2) 自動販売機の故障、つり銭不足等の苦情について設置者は迅速に対応すること。また故障 時等の連絡先を明記したステッカーを見やすい位置に貼付すること。
- (3) 自動販売機の稼働は搭載機能を最大限生かし、環境に配慮するとともに節電に心掛けること
- (4) 容器等のゴミの撤去については、商品補充時に確実に行うこと
- (5) 施設内では新潟市の指示に従うこと

